

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法 (5-17)
根 拠 条 項 : 第78条第5項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課
備 考 :